

山梨県公報

第五百六号

令和六年

九月三十日

月 曜 日

目次

告示

○道路の供用開始(二件)……………三七五

公告

○令和五年度における人事行政の運営の状況について……………三七五

○令和五年度における人事委員会の業務の状況について……………三八七

告示

山梨県告示第二百四十号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び中北建設事務所峡北支所において、この告示の日から令和六年十月二十一日まで一般の縦覧に供する。

令和六年九月三十日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

道路の種類	路線名	区間	延長 (メートル)	供用開始の 期日
県道	北杜富士見線	北杜市大泉町谷戸字並木上 八九九三番一地先から 北杜市大泉町谷戸字並木上 八九九三番一地先まで	一一二・一	令和六年九 月三十日

山梨県告示第二百四十一号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり道

路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び中北建設事務所峡北支所において、この告示の日から令和六年十月二十一日まで一般の縦覧に供する。

令和六年九月三十日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

道路の種類	路線名	区間	延長 (メートル)	供用開始の 期日
県道	北杜富士見線	北杜市大泉町谷戸字並木上 八九九三番一地先から 北杜市大泉町谷戸字並木上 八九九三番一地先まで	一六四・四	令和六年九 月三十日

公告

○令和五年度における人事行政の運営の状況について
地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第五十八条の二第一項の規定により任命権者から令和五年度における人事行政の運営の状況について報告があったので、同条第三項の規定により次のとおり公告する。

令和六年九月三十日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

山梨県人事行政の運営状況について

※特に区分が示されていない場合は、教育、警察、企業局等すべてを合計した値

1 任用

(1) 任用形態別の職員数の状況

(各年4月1日現在)

部 門		区 分	職 員 数		
			令和5年	令和4年	前年増減数
一般行政部門	正式任用		2,889	2,946	▲ 57
	暫定再任用職員(常勤)		62	50	12
	任期付職員(常勤)		14	17	▲ 3
	小 計		2,965	3,013	▲ 48
教育・警察部門	正式任用		8,943	9,050	▲ 107
	暫定再任用職員(常勤)		430	359	71
	任期付職員(常勤)		235	253	▲ 18
	小 計		9,608	9,662	▲ 54
公営企業等会計部門	正式任用		132	135	▲ 3
	暫定再任用職員(常勤)		3	3	0
	任期付職員(常勤)				
	小 計		135	138	▲ 3
合 計			12,708	12,813	▲ 105

※ 職員数は一般職に属する職員数であり、地方公務員の身分を保有する退職者、特定地方独立行政法人以外への派遣職員等を含み、会計年度任用職員及び暫定再任用短時間勤務職員を除いている。以下同じ。

(2) 職員の採用及び退職等の状況

(令和5年度)

職 種	区 分	採 用	退 職				合 計
			定年等	勸奨	自己都合	その他	
一般行政職		142	59	28	60	17	164
医療職		10	1	1	4	3	9
技能労務職		0	2	0	0	17	19
教育職		305	98	40	68	42	248
公安職		61	19	1	19	4	43
合 計		518	179	70	151	83	483
(構成比%)			(37.1%)	(14.5%)	(31.3%)	(17.2%)	(100%)

※1 「定年等」には、60歳以降定年前までの自己都合退職が含まれる。

※2 「その他」には、死亡等が含まれる。

※3 構成比は、端数処理のため合計が一致しない場合がある。

(3) 職員の昇任及び降任の状況

(令和5年度)

職 種	区 分	昇 任			降 任
		部長次長級	課長級	左記以外	
一般行政職		32	76	435	2
教育職		1	81	109	0
公安職		5	9	93	0
合 計		38	166	637	2

※1 教育職については、校長相当職を「課長級」へ、教頭相当職を「左記以外」へ計上

※2 公安職については、部室長相当職を「部長次長級」へ、所属長相当職を「課長級」へ計上

(4) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

区 分 部 門		職 員 数		対 前 年 数 増 減	主 な 増 減 理 由
		令和5年	令和4年		
一般行政部門	議会	22	22	0	
	総務企画	554	561	▲ 7	組織再編に伴う減員
	税務	103	103	0	
	民生・衛生	791	802	▲ 11	退職による欠員
	商工・労働	262	267	▲ 5	退職による欠員、組織再編に伴う減員
	農林水産	689	702	▲ 13	退職による欠員
	土木	544	556	▲ 12	退職による欠員
	小 計	2,965	3,013	▲ 48	
教育・警察部門	教育	7,648	7,699	▲ 51	児童生徒数の減に伴う教職員数の減
	警察	1,960	1,963	▲ 3	警察官の欠員補充
	小 計	9,608	9,662	▲ 54	
公営企業等会計部門	病院	0	0	0	
	その他	135	138	▲ 3	組織再編に伴う減員
	小 計	135	138	▲ 3	
合 計		12,708	12,813	▲ 105	

※ 職員数は一般職に属する職員数であり、地方公務員の身分を保有する休職者、特定地方独立行政法人以外への派遣職員等を含み、会計年度任用職員及び暫定再任用短時間勤務職員を除いている。

(5) 定員適正化計画の概要

平成19年4月1日時点における総職員数を、平成23年4月1日までの5年間で4.2% (633人) 純減する目標としていたが、削減目標を上回る5.3% (794人) の純減を達成した。
引き続き、簡素で効率的な組織づくりを進め、県民サービスを十分に確保しつつ人件費を抑制し、効率的な行政運営を図る観点から職員数の適正な管理を進めていく。

2 給与

(1) 人件費の状況 (決算額) [普通会計+公営企業会計]

区 分	住民基本台帳人口 (年度末)	歳 出 額 A	実質収支	人 件 費 B	人件費率 (B/A)
令和5年度	R6. 3. 31 781,650 人	千円 552,506,755	千円 2,111,208	千円 112,288,311	% 20.3%

(2) 職員給与費の状況 (予算額) [普通会計+公営企業会計]

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり給与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
令和6年度	人 13,206	千円 54,484,923	千円 10,249,391	千円 22,046,703	千円 86,781,017	千円 6,571

※1 職員手当には退職手当を含まない。
※2 給与費は当初予算に計上された額

(3) ラスパイレス指数の状況

区 分	令和5年4月1日		
	指数	(参考) 全国県平均	指数
山梨県	100.4		99.6

※ ラスパイレス指数は、地方公共団体の一般行政職の給料月額と国の行政職俸給表(一)の適用職員の俸給額とを、学歴別、経験年数別にラスパイレス方式により対比させて比較し算出したもの。(国を100として比較)

(4) 職員の平均給料月額、平均給与月額及び平均年齢の状況 (令和5年4月1日現在)

区分	一般行政職			教育職 (小中高等学校教員)			公安職		
	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢
山梨県	円 327,373	円 406,973	歳 43.0	円 355,748	円 400,476	歳 44.0	円 322,477	円 431,171	歳 37.5

※ 平均給与月額は、給料月額に諸手当（期末手当、勤勉手当及び寒冷地手当を除く。）を加え、対象職員数で除した。

(5) 職員の初任給の状況 (令和5年4月1日現在)

区分	山梨県		国		
	決定初任給	採用2年経過日給料額	決定初任給	採用2年経過日給料額	
一般行政職	大学卒	193,137円	204,421円	185,200円	196,900円
	高校卒	160,091円	169,965円	154,600円	162,900円
教育職 (小中学校)	大学卒	215,806円	228,299円	—	—
	高校卒	171,778円	185,077円	—	—
教育職 (高等学校)	大学卒	215,806円	228,299円	—	—
	高校卒	171,778円	185,077円	—	—
公安職	大学卒	220,844円	233,437円	214,900円	227,600円
	高校卒	189,712円	202,608円	178,000円	190,000円

(6) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況 (令和5年4月1日現在)

区分	経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年	
一般行政職	大学卒	265,748円	317,321円	357,334円
	高校卒	227,533円	262,521円	322,375円
教育職	大学卒	315,024円	358,611円	390,855円
	高校卒	該当者なし	281,334円	301,032円
公安職	大学卒	282,615円	331,692円	375,523円
	高校卒	258,600円	301,307円	347,326円

※ 経験年数とは、卒業後直ちに採用され引き続き勤務している場合は、採用後の年数をいう。

(7) 一般行政職の級別職員数の状況 (令和5年4月1日現在)

区分	標準的な職務内容	職員数(人)	構成比	1年前の職員数	1年前の構成比	5年前の職員数	5年前の構成比
9級	部長	15	0.5%	18	0.5%	15	0.4%
8級	次長	52	1.6%	56	1.7%	53	1.6%
7級	課長・参事	86	2.6%	81	2.4%	84	2.5%
6級	課長・主幹	651	19.8%	715	21.3%	889	26.3%
5級	課長補佐	495	15.1%	505	15.1%	434	12.9%
4級	主査・副主査	630	19.2%	620	18.5%	706	20.9%
3級	主任	579	17.6%	561	16.7%	490	14.5%
2級	主事・技師	459	14.0%	452	13.5%	419	12.4%
1級	主事・技師	321	9.8%	343	10.2%	285	8.4%
一般行政職職員数		3,288	100.0%	3,351	100.0%	3,375	100.0%

※1 山梨県の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数

※2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務

※3 構成比は、端数処理のため合計が一致しない場合がある。

(8) 職員手当の状況

区分	山 梨 県			国		
期末手当	(令和5年度支給割合)			(令和5年度支給割合)		
	6月期	1.2月分 (0.675)月分	勤奨手当 1.0月分 (0.475)月分	6月期	1.2月分 (0.675)月分	勤奨手当 1.0月分 (0.475)月分
勤奨手当	12月期	1.25月分 (0.7)月分	1.05月分 (0.5)月分	12月期	1.25月分 (0.7)月分	1.05月分 (0.5)月分
	計	2.45月分 (1.375)月分	2.05月分 (0.975)月分	計	2.45月分 (1.375)月分	2.05月分 (0.975)月分
退職手当	(支給率)	自己都合	勤奨・定年	(支給率)	自己都合	勤奨・定年
	勤続20年	19.6695月分	24.586875月分	勤続20年	19.6695月分	24.586875月分
	勤続25年	28.0395月分	33.27075月分	勤続25年	28.0395月分	33.27075月分
	勤続35年	39.7575月分	47.709月分	勤続35年	39.7575月分	47.709月分
	最高限度額	47.709月分	47.709月分	最高限度額	47.709月分	47.709月分
	その他の加算措置	無		その他の加算措置	無	
退職時特別昇給	無		退職時特別昇給	無		
1人当たり平均支給額	2,751千円	21,954千円				

※1 ()内は、再任用職員に係る支給割合

※2 退職手当の1人当たり平均支給額は、前年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額

特殊勤務手当 (令和5年度)	区 分	全 職 種
	職員全体に占める手当支給職員の割合	
職員1人当たり平均支給年額		42,427 円
手当の種類(手当数)		38
手 当 の 名 称		
税務手当 社会福祉業務従事手当 防疫等作業手当 医師診療実験従事手当 種雄牛馬取扱手当 爆発物取扱手当 と畜業務従事手当 夜間看護手当 有害薬物取扱手当 放射線取扱手当 危険現場作業手当 ダム管理作業手当 用地交渉手当 保健衛生業務従事手当 災害出動手当 道路上作業手当 多学年学級担当手当 教員特殊業務手当 教育業務連絡指導手当 私服作業 手当 鑑識作業手当 看守、護送手当 警ら手当 夜間特殊作業手当 交通警察業務手当 死 体処理手当 救助捜索手当 航空手当 銃器犯罪捜査従事手当 身辺警護等作業手当 自動車整 備業務従事手当 特殊自動車運転等作業手当 企業従事手当 等		

※1 普通会計、公営企業会計及び事業費支弁に係る人件費の状況のうち特殊勤務手当を記載

※2 職員1人当たり支給年額は、当該年度給与実態調査の普通会計+公営企業会計の人数で除した数値

時間外勤務手当	支 給 総 額	2,142,967 千円
	職員1人当たり支給年額	370 千円

※1 普通会計及び公営企業会計に係る人件費の状況のうち時間外勤務手当を記載

※2 職員1人当たり支給年額は、当該年度給与実態調査の一般職員+警察官の人数で除した数値

	内 容	国の制度との異同
扶養手当	1 配偶者 行政職7級相当以下 月額 6,500円 行政職8級相当 月額 3,500円 行政職9級相当 月額 0円	1 国と同じ
	2 22歳未満の子(扶養親族たる子) 1人につき 月額 10,000円 ※ 16歳から22歳までの子に対しては1人月額5,000円の加算措置	2 国と同じ
	3 配偶者以外の扶養親族(2を除く) 1人につき 行政職7級相当以下 月額 6,500円 行政職8級相当 月額 3,500円 行政職9級相当 月額 0円 ※ 配偶者以外の扶養親族の範囲 22歳未満の孫、60歳以上の父母及び祖父母、 22歳未満の弟妹、重度心身障害者	3 国と同じ

住居手当	<p>1 職員の居住する借家・借間 自ら借り受け居住している住居で月額16,000円を超える家賃を負担している職員</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 家賃27,000円以下 家賃額－16,000円 ・ 家賃27,000円を超え、61,000円未満 (家賃額－27,000円) × 1/2 + 11,000円 ・ 家賃61,000円以上 28,000円 (支給限度額) <p>※ 100円未満は切り捨て ※ 令和2年4月1日施行の住宅手当の改正に伴う激変緩和措置として、手当額が2,000円を超える減額となる職員については、令和3年3月31日までの間、経過措置が設けられていた。</p> <p>2 単身赴任手当受給者で配偶者等が居住する借家又は借間に対し月額16,000円を超える家賃又は間代を支払っている職員 1の1/2の額 ※支給限度14,000円</p>	<p>1 国と同じ</p> <p>2 国と同じ</p>
通勤手当	<p>1 交通機関を利用する場合 徒歩通勤した場合に片道2km以上ある職員が、交通機関での通勤を常例とする職員</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 1ヶ月運賃等が55,000円以下の場合 職員が負担している運賃等 ・ 1ヶ月運賃等が55,000円を超える場合 55,000円 + (1ヶ月運賃等－55,000円) × 1/2 <p>※ 1ヶ月運賃等：6ヶ月定期券の1ヶ月当たりの価額又は回数券等の安価な額で算定</p> <p>2 自動車等を利用する場合 徒歩通勤した場合に片道2km以上ある職員が、乗用車等での通勤を常例とする職員</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 四輪自動車 前年1月から12月までのガソリン等の平均価格を次年度の通勤手当額に反映 通勤距離に応じて2km以上81km未満は、3,000円～51,120円 (81km以上は、52,398円が限度額) ・ 自転車を除く二輪車 二輪車の距離区分に対応する四輪自動車の最低の手当額を適用 通勤距離に応じて2km以上60km未満は、2,000円～35,784円 (60km以上は38,340円が限度額) ・ 自転車 2km以上5km未満は2,000円 (5km以上は4,200円が限度額) <p>3 1及び2を併用する場合 1及び2によりそれぞれ算出した額の合計額</p> <p>4 特急等を利用する場合 異動や新規採用等による通勤困難者に特急利用料金等の1/2を1～3で算出した通勤手当額に加算支給</p> <p>※ 特急利用料金等 JR特急料金及び高速道路等有料道路の利用料金</p> <p>5 駐車場を利用する場合 通勤のため四輪の自動車を使用し、有料駐車場を利用する場合、1月当たりの駐車料金の相当する額の1/2を1～4で算出した通勤手当額に加算支給 (限度額3,000円)</p>	<p>1 55,000円超過分の支給無し</p> <p>2 四輪自動車と四輪自動車以外の区分無し 使用距離区分が相違 ※2km以上60km未満2,000円～29,800円 (60km以上は31,600円が限度額)</p> <p>3 国と同じ</p> <p>4 新規採用者は支給対象外 20,000円が限度額</p> <p>5 国は制度無し</p>

(9) 義務教育諸学校の教員給与の一般行政職に対する優遇度の状況 (令和5年4月1日現在)

高等学校教育職 (給料、教職調整額及び 義務教育等教員特別手当 の平均月 額)		小・中学校教育職 (給料、教職調整額及び 義務教育等教員特別手当 の平均月 額)		一般行政職 (給料及び給料の調整 額の平均月額)		一般行政職を100とした 場合の教員の比率	
平均年齢	平均月額	平均年齢	平均月額	平均年齢	平均月額	高等学校 教育職	小・中学校 教育職
A	398,461 円 46.6 歳	B	361,260 円 41.9 歳	C	329,359 円 42.4 歳	110.6	110.4

※1 この表は、学校教育の水準の向上のための義務教育諸学校の教育職員の人材確保に関する特別措置法第3条に基づき、義務教育諸学校(小学校、中学校、中等教育学校の前期課程又は盲学校、ろう学校若しくは特別支援学校の小学部若しくは中学部)の教員の給与の優遇措置の状況を明らかにするもの

※2 「一般行政職を100とした場合の教員の比率」とは、教員と一般行政職の給与を学歴別、経験年数別に対応させ、パーシェ方式により比較したもの

(10) 特別職の報酬等の状況 (令和5年4月1日現在)

区分	給料月額等
給料	知事 1,250,000 円
	副知事 960,000 円
	公営企業管理者 810,000 円
	教育長 890,000 円
報酬	議長 910,000 円
	副議長 820,000 円
	議員 770,000 円
期末手当	(令和5年度支給割合)
	知事 6月期 1.65月分
	副知事 12月期 1.75月分
	公営企業管理者 計 3.4月分
退職手当	(令和5年度支給割合)
	議長 6月期 1.65月分
	副議長 12月期 1.75月分
	議員 計 3.4月分
退職手当	(算定方式) (在職期間)
	知事 給料月額(円) × 在職月数 × 50.2 / 100 (同一職通算)
	副知事 × 36.7 / 100 (同一職通算)
	公営企業管理者 × 23.2 / 100 (同一職通算)
	教育長 × 22.2 / 100 (同一職通算)

3 勤務時間及び休業

(1) 一般職員の年次有給休暇の使用状況 ※令和5年1月1日～令和5年12月31日の平均使用日数

知事部局：13.4日 教育委員会（県立学校教員含む）：10.8日
 警察部局：14.9日 企業局：15.3日

(2) 育児休業及び部分休業の取得状況 (令和5年度)

	取得者数			当該年度中に新たに取得可能となった職員			
	育児休業	部分休業	短時間勤務	(育児休業等対象者数)	うち育児休業	うち部分休業	うち短時間勤務
男性職員	106 7	7 3	3 0	291	101	4	1
女性職員	243 324	61 53	7 3	243	243	0	0
合計	349 331	68 56	10 3	534	344	4	1

※ 「取得者数」欄の上段は、当該年度に新たに取得した者、下段は、前年度以前から引き続き取得している者の数
 なお、上段には当該年度中に取得可能となり取得した者のほか、前年度以前に取得可能となり当該年度から新たに取得した者が含まれるので、「当該年度中に新たに取得可能となった職員」欄における該当各項目と必ずしも一致するものではなく、また下回ることはない。

(3) 介護休暇の取得状況 (令和5年度)

	取得者数 (計)	休暇の取得形式		
		全日型中心	時間型中心	その他
取得者数	7	7		

(4) 介護時間の取得状況 (令和5年度)

	取得者数 (計)	承認期間					
		6月以下	6月超 1年以下	1年超 1年6月以下	1年6月超 2年以下	2年超 2年6月以下	2年6月超
取得者数	2		1			1	

(5) 自己啓発等休業の取得状況 (令和5年度)

	取得者数 (計)	取得事由	
		大学等の 過程の履修	国際貢献 活動
取得者数	0 2		2

※ 上段は、当該年度に新たに取得した者、下段は、前年度以前から引き続き取得している者の数

(6) 配偶者同行休業の取得状況 (令和5年度)

	取得者数 (計)	配偶者が外国に滞在する理由			
		外国での勤務	事業経営その他個人が 業として行う活動	外国の大学における 修学	その他
取得者数	2 0	2			

※ 上段は、当該年度に新たに取得した者、下段は、前年度以前から引き続き取得している者の数

(7) 修学部分休業及び高齢者部分休業の取得状況 (令和5年度)

修学部分休業 の取得者数	0 0	高齢者部分休業の 取得者数	1 0
-----------------	--------	------------------	--------

※ 上段は、当該年度に新たに取得した者、下段は、前年度以前から引き続き取得している者の数

4 分限及び懲戒

(1) 分限処分者数

(令和5年度)

降任	免職	休職	降給	合計	失職
		251		251	

※1 対象職員は、一般職に属するすべての職員

※2 分限処分者数

ア 当該年度中に休職期間が更新された者を新たに休職処分に付された者とみなしている。

イ 失職制度は広義の分限として位置付けられるものであるため、欠格条項に該当する者を分限処分に付された者とみなしている。

(2) 処分事由別分限処分件数

(令和5年度)

区 分	降任	免職	休職	降給	合計	失職
勤務実績が良くない場合 (法第28条第1項第1号)						
心身の故障の場合 (法第28条第1項第2号、第2項第1号)			250		250	
職に必要な適格性を欠く場合 (法第28条第1項第3号)						
職制等の改廃等により過員等を生じた場合 (法第28条第1項第4号)						
刑事事件に関し起訴された場合 (法第28条第2項第2号)			1		1	
条例に定める事由による場合 (法第27条第2項)						
合 計			251		251	
法第28条第4項により失職した者						

※ 法とは地方公務員法をいう。

(3) 懲戒処分者数

(令和5年度)

戒告	減給	停職	免職	合計
1	1	2	3	7

(4) 処分事由別懲戒処分件数

(令和5年度)

区 分	戒告	減給	停職	免職	合計
法令違反 (法第29条第1項第1号)			2	3	5
職務上の義務違反又は怠慢 (法第29条第1項第2号)	1				1
全体の奉仕者たるにふさわしくない非行 (法第29条第1項第3号)		1			1
合 計	1	1	2	3	7

※ 法とは地方公務員法をいう。

5 服務及び退職管理

(1) 服務規律の遵守に関する取組

任命権者	取組内容	職員への周知方法
知事	服務規律の確保、厳正な職務執行、行政サービスの向上、飲酒運転の根絶、県民福祉の一層の向上等	通知及び掲示
教育委員会	服務規律の確保、厳正な職務執行、行政サービスの向上、飲酒運転の根絶、県民福祉の一層の向上等	通知及び掲示
警察本部長	服務規律の確保、厳正な職務執行、行政サービスの向上、飲酒運転の根絶、県民福祉の一層の向上等	通知、指示及び掲示
公営企業管理者	服務規律の確保、厳正な職務執行、行政サービスの向上、飲酒運転の根絶、県民福祉の一層の向上等	通知及び掲示

(2) 兼業の許可件数 (令和5年度)

任命権者	件数
知事	20
教育委員会	127
警察本部長	0
公営企業管理者	10
合計	157

(3) 退職管理の状況

(令和5年度)

規制等の内容	件数
離職前5年間の職務に関する現職職員への働きかけ (法第38条の2第1項違反)	0
離職前5年より前に部局長の職に就いていた場合の当該職務に関する現職職員への働きかけ (法第38条の2第2項違反)	0
在職中に自らが決定した契約・処分に関する現職職員への働きかけ (法第38条の2第5項違反)	0
離職前5年より前に本庁課長級以上の職に就いていた場合の当該職務に関する現職職員への働きかけ (法第38条の2第8項に基づき定める条例第2条違反)	0
不正な行為をすること等の見返りとして、営利企業等に対して他の職員又は元職員を当該営利企業等の地位に就かせることの要求又は依頼 (法第63条第1号又は第2号違反)	0
不正な行為をすること等の見返りとして、営利企業等に対して自身が当該営利企業の地位に就くことの要求又は依頼 (法第63条第1号又は第2号違反)	0

※ 法とは地方公務員法を、条例とは山梨県職員の退職管理に関する条例をいう。

6 研修

(令和5年度)

区 分		内 容	修了者等	
自己啓発研修		職員自ら研究及び修養を行う（通信教育講座、自主研究等）	213	
職場研修		日常の仕事を通じて必要な知識、技術等を取得するとともに、職務研究及び職務改善を進めるため、職員の所属する職場において行う研修	—	
職場外研修	部局研修	職種別研修	技術専門職員等を対象として専門知識・技術を中心とした能力向上を図るため、各部局が行う研修	—
	部局研修	テーマ別研修	各部局が所管する専門分野や県政課題をテーマとして、部局内又は全庁向けに行う研修	
	研修所研修	階層別研修	階層やポストに必要な能力を養成するための研修	453
		能力開発研修	人事評価制度と連携し、より高度な能力の養成や知識の習得を目的とする研修	1,691
		行政課題研修	新たな行政課題や最新の社会情勢に対応するための研修	215
	派遣研修		異なった組織風土や業務内容を体験することによって、幅広い視野や柔軟な思考力を養成し、高度な専門知識を習得するために行う研修	20

7 人事評価

知事部局： 地方公務員法第23条の規定に基づき、定期人事異動、昇任・昇格、勤勉手当の支給等に当たって、職員の執務について人事評価を行っている。

教育委員会： 地方公務員法第23条及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律第44条の規定に基づき、定期人事異動、昇任・昇格、勤勉手当の支給等に当たって、職員及び教員の執務について人事評価を行っている。

警察部局： 地方公務員法第23条の規定に基づき、定期人事異動、昇任・昇格、勤勉手当の支給等に当たって、職員の執務について人事評価を行っている。

企業局： 地方公務員法第23条の規定に基づき、定期人事異動、昇任・昇格、勤勉手当の支給等に当たって、職員の執務について人事評価を行っている。

8 福祉及び利益の保護

(1) 職員の厚生福利に関する計画

① 職員の健康管理に関する取組状況

(令和5年度)

事業名	概要
労働安全衛生管理体制の整備	安全管理者・衛生管理者・産業医資格取得講習会への職員派遣 安全衛生委員会の開催・安全衛生推進者等の研修会開催
一般健康相談・ストレス相談の開催（知事部局、教育委員会及び企業局）	衛生管理医（内科・精神科医師）による、定例の健康相談を開設
部外カウンセラーによるストレス相談窓口等の設置（知事部局、警察部局）	カウンセラーとして、公認心理師・医師・弁護士に依頼し、職員の様々な悩みに対する相談窓口を確保

(2) 職員の厚生福利の実施状況

① 職員の健康診断の実施状況

(令和5年度)

項目	概要	検診項目	受診者数
定期健康診断・生活習慣病検診等各種検診	生活習慣病等を早期発見するために、人間ドック対象者を除く全職員を対象に実施	年齢及び業務内容等に応じて実施 問診、胸部X線、血圧、尿、視力、聴力、血中脂質、肝機能、貧血、糖代謝、腎機能、心電図、眼底等	知事部局：1,590人 教育委員会：1,754人 警察部局：1,287人 企業局：43人
人間ドック	生活習慣病等の予防対策として1日又は2日の総合的な精密検診を実施	問診、診察、視力、聴力、眼底、眼圧、胸部X線、血液検査、尿、超音波検査等	知事部局：1,551人 教育委員会：1,104人 警察部局：667人 企業局：62人
特殊業務従事者検診	放射線業務・有害薬品・血液・有機溶剤・有機リン・鉛・家畜等取扱者を対象に業務毎に必要な検査を実施	肝機能、貧血、血液像、HBs抗原抗体、尿、尿中代謝物、トキソプラズマ等	知事部局：312人 教育委員会：152人 警察部局：242人
特定業務従事者健康診断	深夜業務（午後10時～午前5時の業務）及びホルムアルデヒド取扱業務に従事する職員を対象に実施	問診、診察、血圧、尿、血液、心電図、眼底等	知事部局：92人 教育委員会：24人 警察部局：453人 企業局：12人

② 職員のレクリエーションの実施状況

(令和5年度)

項目	内容	実施場所	委託先	会員数	期日	参加者等	実績額
元気回復事業（教）	各種スポーツレクリエーション、家族参加型レクリエーション、参加体験型教室、芸術文化鑑賞会等の実施	YCC県民文化ホール 他	(一財)山梨県教職員互助組合 (一財)山梨県高等学校教職員互助会	4,615人 1,986人	令和5年4月3日 ～ 令和6年3月31日	参加者数 延 8,942人	12,352,800円 11,407,200円
職員・家族文化展（警）	絵画、書道、写真、工芸等の展示	県庁防災新館1階	山梨県警察職員互助会	2,016人	令和6年1月10日 ～1月15日	来場者数 289人 出品点数 50点	184,150円

※表中、（教）とは教育委員会を、（警）とは警察本部をいう。

● 令和五年度における人事委員会の業務の状況について
地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第五十八条の二第二項の規定により人事委員会から令和五年度における人事委員会の業務の状況について報告があったので、同条第三項の規定により次のとおり公告する。

令和六年九月三十日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

山 梨 県 人 事 委 員 会 業 務 報 告

1 競争試験及び選考の状況

(1) 競争試験の実施状況

ア 実施日

種 類	1 次試験日	2 次試験日	3 次試験日	最終合格 発 表 日
警察官(第 1 回)	5月14日	5月27, 28日	7月8, 9日	7月21日
大学卒業程度	6月18日	[1 回目] 7月2日 [2 回目] 7月29日～ 8月4日	—	8月18日
高校卒業程度・ 学校職員	9月24日	[1 回目] 10月15日 [2 回目] 11月4, 5日	—	11月13日
民間企業等職務 経験者	9月17日	[1 回目] 10月15日 [2 回目] 11月4, 5日	—	11月13日
就職氷河期世代	9月24日	[1 回目] 10月15日 [2 回目] 11月12日	—	12月1日
警察官(第 2 回)	9月17日	10月7, 8日	11月18, 19日	12月1日

イ 競争試験の実施状況

	採用予定数 (人)	申込者数 A (人)	受験者数 B (人)	受験率 B/A (%)	第一次合格 者数 (人)	最終合格者 数 D (人)	競争倍率 B/D (倍)
警察官 (第 1 回)	41	316	194	61.4	169	41	4.7
大学卒業程度	142	510	432	84.7	257	162	2.7
高校卒業程度	16	53	51	96.2	30	18	2.8
学校職員	7	97	71	73.2	38	12	5.9
民間企業等 職務経験者	9	112	84	75.0	35	10	8.4
資格免許	—	—	—	—	—	—	—
就職氷河期世代	3	39	26	66.7	24	3	8.7
警察官 (第 2 回)	31	264	141	53.4	119	37	3.8
合 計	249	1,391	999	71.8	672	283	3.5

(2) 採用選考の実施状況

① 障害者を対象とした採用選考の実施状況

ア 実施日

種 類	1次試験日	2次試験日	最終合格 発表日
障害者選考	9月24日	10月23日, 24日	11月13日

イ 試験の実施状況

種 類	採用予定数 (人)	申込者数 A (人)	受験者数 B (人)	受験率 B/A (%)	第一次合格 者数 (人)	最終合格 者数D (人)	競争倍率 B/D (倍)
障害者選考	4	20	18	90.0	15	3	6.0

② その他の選考試験の実施状況

職 種	採用予定 人員	受験者数	合格者数	採用者数
獣医師 (衛生) (1回目)	7	1	0	-
獣医師 (衛生) (2回目)		2	2	2
獣医師 (衛生) (3回目)		0	-	-
獣医師 (農政) (1回目)	5	2	1	0
獣医師 (農政) (2回目)		0	-	-
獣医師 (農政) (3回目)		3	3	2
行政 (デジタルⅠ)	1	2	2	1
行政 (デジタルⅡ)	1	2	2	1
職業訓練職 (機械)	1	2	2	1
火山防災職 (1回目)	1	0	-	-
火山防災職 (2回目)		0	-	-
警察官 (サイバー犯罪捜査官)	1	0	-	-
警察職員 (情報処理技術者)	1	0	-	-
保健師 (おかえり山梨)	若干名	1	1	1
行政 (おかえり山梨)	若干名	1	1	1
林業 (おかえり山梨)	若干名	2	2	2

③ その他の採用選考の実施状況

職	一 般 職 員					警 察 官	
	部局	知 事	教 育 委員会	警 察 本部	その他	計	警 察 本部
部長及びその相当職	2	1	0	0	3	警 視	1
課長及びその相当職	1	0	0	0	1	警 部	7
課長補佐及びその相当職	3	12	1	0	16	警部補	3
係長及びその相当職	1	4	0	0	5	巡査部長	4
上記以外	5	5	1	0	11	巡査等	0
合 計	12	22	2	0	36	合 計	15

(3) 任期付職員

① 任期付研究員（若手育成型）

任命権者	所 属	職 名	任 期	備 考
知 事	富士山科学研究所 自然環境・共生研究科	研究員	令和6年4月1日 ～令和10年3月31日	採用計画
知 事	富士山科学研究所 自然環境・共生研究科	研究員	令和6年4月1日 ～令和10年3月31日	採用計画
知 事	富士山科学研究所 火山防災研究センター	研究員	令和6年4月1日 ～令和10年3月31日	採用計画
知 事	富士山科学研究所 火山防災研究センター	研究員	令和6年4月1日 ～令和10年3月31日	採用計画
知 事	富士山科学研究所 火山防災研究センター	研究員	令和6年4月1日 ～令和10年3月31日	採用計画

② 特定任期付職員

任命権者	所 属	職 名	任 期	備 考
知 事	子育て支援局	参事	令和6年4月1日 ～令和8年3月31日	更新

③ 一般任期付職員

任命権者	所 属	職 名	任 期	備 考
知 事	観光文化・ スポーツ部	観光推進監	令和6年4月1日 ～令和9年3月31日	更新
知 事	防災局	防災対策専門監	令和6年4月1日 ～令和9年3月31日	更新
知 事	DX・情報政策 推進統括官	情報システム専門監	令和6年4月1日 ～令和9年3月31日	採用
知 事	産業労働部 峡南高等技術専門校	副主幹	令和6年4月1日 ～令和9年3月31日	採用
知 事	人口減少危機対策 企画グループ	未来設計専門企画監	令和6年4月1日 ～令和7年3月31日	採用
知 事	企業局 新エネルギ ーシステム推進室	副主幹	令和6年4月1日 ～令和9年3月31日	採用
知 事	企業局 新エネルギ ーシステム推進室	主幹	令和6年4月1日 ～令和9年3月31日	採用

(4) 職員の昇任

① 競争試験による昇任

試験区分	予備試験		第1次試験		第2次試験	
	受験者数	合格者数	受験者数	合格者数	受験者数	合格者数
警部（一般）			208	25	25	16
警部（専門）			5	2	2	1
警部補（一般）	239	104	128	31	31	20
警部補（専門）			10	3	3	2
巡査部長（一般）			366	119	131	40
巡査部長（専門）			27	6	6	3

② 選考による昇任

部局 職	一般職員					警察官	
	知事	教育委員会	警察本部	その他	計	警察本部	警察本部
部長及びその相当職	38	2	2	4	46	警視	19
課長及びその相当職	78	11	1	3	93	警部	10
課長補佐及びその相当職	90	18	3	6	117	警部補	2
係長及びその相当職	60	3	3	5	71	巡査部長	0
上記以外	204	32	20	5	261	巡査等	0
合計	470	66	29	23	588	合計	31

2 給与、勤務時間その他の勤務条件に関する報告及び勧告の状況

令和5年10月17日、議会及び知事に対し、職員の給与等に関する報告及び勧告を行った。その概要は次のとおりである。

(1) 職員の給与に関する報告

① 職員給与と民間給与の比較

ア 月例給（令和5年4月分）

民間給与(A)	職員給与(B)	較差(A-B) [(A-B)/B×100]
374,258円	370,898円	3,360円 [0.91%]

イ 特別給（期末手当及び勤勉手当）

- ・ 職員の期末手当及び勤勉手当の年間支給月数と令和4年8月から令和5年7月までの1年間に民間従業員に支給された特別給の支給割合を比較

民間の支給割合(A)	職員の支給月数(B)	差(A-B)
4.50月分	4.40月分	0.10月分

ウ 給与改定について

(ア) 月例給

- ・ 国と同様、職員給与が民間給与を下回っており、民間給与との均衡を図るため、人事院勧告に準じた給料表にする必要がある。

(イ) 特別給（期末手当及び勤勉手当）

- ・ 民間の支給割合との均衡を図るとともに、人事院勧告を考慮し引上げ
- ・ 年間支給月数 4.40月分 → 4.50月分 (0.10月分)
- ・ 引上げ分は、人事院勧告を踏まえ、期末手当及び勤勉手当に0.05月分ずつ均等に配分

- ② その他の給与上の課題
 - ・ 人事院の報告において、社会と公務の変化に応じた給与制度の整備について、令和6年に向けて措置を検討する事項の骨格案が示されるとともに、定年引上げを見据えた60歳前後の給与水準の在り方等について検討等を行うと言及していることから、国や他の都道府県の動向等に留意しながら、本県の実情に応じて適切に対応することが必要
 - ・ 会計年度任用職員の勤勉手当や給与改定の取扱いについては、国の取扱いや他の都道府県の動向等に留意しながら、本県の実情に応じて適切に対応することが必要
 - ・ 人事院は、新たに在宅勤務等手当を設ける旨の報告及び勧告を行ったことから、今後の国における法改正や他の都道府県の動向等に留意しながら、本県の実情に応じて適切に対応することが必要
- ③ 給与勧告実施の要請
 - ・ 人事委員会の給与勧告は、職員の労働基本権制約に対する代償措置として行われ、地方公務員法における情勢適応の原則に基づく適正な給与を確保する機能を有するものであり、議会及び知事に対して、勧告どおり実施するよう要請

(2) 勧告

① 実施時期

- ア 月例給（給料表）
 - 令和5年4月1日
- イ 特別給（期末手当及び勤勉手当）
 - 令和5年12月1日（令和6年度以降は、令和6年4月1日）

② 勧告内容

- ア 月例給
 - (ア) 給料表
 - 行政職給料表
 - ・ 公民較差解消のため、人事院勧告に準じて給料表を改定
 - ・ 人事院勧告の内容を踏まえ、初任給を始め若年層に重点を置いて引上げ
 - その他の給料表
 - ・ 行政職給料表との均衡を基本に改定
 - (イ) 初任給調整手当
 - ・ 給料表の改定状況を勘案し、医師等の手当限度額を引上げ

イ 特別給（期末手当及び勤勉手当）

- ・ 一般職員

		6月期	12月期
令和5年度	期末手当	1.20月	1.20月→1.25月
	勤勉手当	1.00月	1.00月→1.05月
	(特定幹部職員) 期末手当	1.00月	1.00月→1.05月
	勤勉手当	1.20月	1.20月→1.25月
令和6年度以降	期末手当	1.225月	1.225月
	勤勉手当	1.025月	1.025月
	(特定幹部職員) 期末手当	1.025月	1.025月
	勤勉手当	1.225月	1.225月

- ・ 再任用職員

		6月期	12月期
令和5年度	期末手当	0.675月	0.675月→0.70月
	勤勉手当	0.475月	0.475月→0.50月
	(特定幹部職員) 期末手当	0.575月	0.575月→0.60月
	勤勉手当	0.575月	0.575月→0.60月
令和6年度以降	期末手当	0.6875月	0.6875月
	勤勉手当	0.4875月	0.4875月
	(特定幹部職員) 期末手当	0.5875月	0.5875月
	勤勉手当	0.5875月	0.5875月

・ 任期付研究員及び特定任期付職員

		6月期	12月期
令和5年度	期末手当	1.65月	1.65月→1.75月
令和6年度以降	期末手当	1.70月	1.70月

(3) 公務運営に関する報告

- ① 有為な人材の確保
- ② 人材育成を通じた組織の活性化
- ③ 働き方改革と勤務環境の整備
 - ア 長時間労働の是正
 - イ 仕事と生活の両立支援
 - ウ 年次有給休暇の取得促進
 - エ メンタルヘルス対策
 - オ ハラスメント防止対策
- ④ 服務規律の確保

3 勤務条件に関する措置の要求の状況

(1) 係属状況

区 分	係 属 件 数			処 理 件 数					翌年度 への 繰 越 (A)-(B)
	前年度 からの 繰 越	新 規 要 求	計 (A)	却 下	取下げ	打切り	判 定	計 (B)	
給与	0	0	0	0	0	0	0	0	0
旅費	0	0	0	0	0	0	0	0	0
勤務時間	0	0	0	0	0	0	0	0	0
休暇	0	0	0	0	0	0	0	0	0
執務環境	0	0	0	0	0	0	0	0	0
厚生福利	0	0	0	0	0	0	0	0	0
転任	0	0	0	0	0	0	0	0	0
任用	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	0	0	0	0	0	0	0	0	0

(2) 完結事案一覧表

事案番号	要求者	要求内容	完結年月日	判定
対象事案なし				

4 不利益処分に関する審査請求の状況

(1) 係属状況

区 分	係 属 件 数			処 理 件 数					翌年度 への 繰 越 (A)-(B)	
	前年度 からの 繰 越	新 規 要 求	計 (A)	却 下	取下げ	打切り	判 定	計 (B)		
分 限 処 分	降給	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	降任	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	休職	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	分限免職	0	0	0	0	0	0	0	0	0
懲 戒 処 分	戒告	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	減給	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	停職	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	懲戒免職	0	0	0	0	0	0	0	0	0
転 任	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	

(2) 完結事案一覧表

事案番号	処分者	処分の内容	完結年月日	判定
対象事案なし				